

平成 27 年第 3 回定例会 文教常任委員会

平成 27 年 10 月 2 日

谷口委員

では、二巡目の質問でありますけれども、最後の質問になりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

最初に、指定管理者についてお伺ひをしていきたくと思ひます。今回、議案となっておりますけれども、3 件の指定ということで資料を頂いております。

まず事実確認をしたいのですけれども、宮ヶ瀬の応募団体が 1 団体、それから、足柄ふれあいの村の応募団体が 3 団体で、一方で、愛川も応募が恐らく 1 団体ということだと思ひますけれども、これの背景について簡単に説明していただけますか。

子ども教育支援課長

まず、ふれあいの村関係を御説明いたします。ふれあいの村に関しましては、公募をいたしました。その結果、足柄ふれあいの村に関しましては三つの団体から、愛川につきましては一つの団体しか応募がなかったということでございます。

スポーツ課長

宮ヶ瀬湖カヌー場につきましては、宮ヶ瀬湖周辺施設と一体として、1 者指定非公募により募集をかけたところでございます。

谷口委員

宮ヶ瀬については 1 公募ということで、愛川については 1 団体しか応募がなかったということなのですけれども、前はどうかだったのか。それから、なぜ今回 1 団体だったのか確認させてください。

子ども教育支援課長

前回でございまして、愛川ふれあいの村で 7 団体の応募がございまして、東急コミュニティ・国際自然大学グループがとりました。今年度ですが、現地説明会には参加団体が 6 団体ございましたが、結果的に応募をしてきたのが 1 団体であったということでございます。理由については、私どもは申し訳ございませんが把握はしてございません。

谷口委員

それで、今回 3 箇所指定をしていくということになるのですけれども、それぞれ利用者がどういう推移だったのか、ここら辺の事実を確認させていただきたいと思ひます。

スポーツ課長

まず、スポーツ課が所管しております宮ヶ瀬湖カヌー場でございまして、最近 5 年間の利用者数ということでお答えさせていただきますと、平成 22 年度が約 3,100 人、平成 23 年度が約 4,000 人、平成 24 年度が約 4,500 人、平成 25 年度が約 5,300 人で、昨年度、平成 26 年度が 5,100 人となっております。

子ども教育支援課長

足柄ふれあいの村の最近 5 年間でございまして、平成 22 年度が約 8 万 2,000 人、平成 23 年度が約 8 万 4,000 人、平成 24 年度が約 8 万 3,000 人、平成 25 年

度が約8万6,000人で、昨年度が約8万8,000人となっております。

次に、愛川ふれあいの村についてでございます。平成22年度が約12万7,000人、平成23年度が約13万人、平成24年度が約13万3,000人、平成25年度が約13万2,000人、昨年度平成26年度が約13万4,000人となっております。

谷口委員

それぞれ順調に利用者の数が増えてきているということで、例えば、宮ヶ瀬湖カヌー場で言えばプラス約2,000人、それから足柄ふれあいの村で言うと、こちらも約6,000人近くですか、それから愛川の方も約5,000人ぐらいですか、順調に利用者数が増えてきているということで、指定管理に入っていて、そういう民間の努力で増えてきたということであると思うんですけども、特に、宮ヶ瀬湖カヌー場については、ここは地域振興という観点からも、更に利用者を増やしていくということは非常に大事だと思うんですけども、今回、その財団からこういった提案があったのか、そのところを確認させてください。

スポーツ課長

今回の提案で、宮ヶ瀬ダム周辺振興財団の方から、まず、子供を中心にして、初心者を対象としたカヌーの体験教室を、今回の一括指定施設になっております宮ヶ瀬湖集団施設地区内にあります、水深の浅い親水池で開催するというような提案とともに、体験教室の参加者が、今度は本格的な競技カヌーの競技者につながっていくように、技術段階に応じてカヌー教室を開催していくというような提案がございました。

また、その親水池での体験教室などを団体で利用されている小学校ですとか、ボーイスカウト、スポーツクラブもございましたので、そういった団体に対しては、リピート率を上げるためにダイレクトメールを発送するというような提案もございます。

さらに、財団の独自の事業といたしまして、カヌーを持たない方も気軽にカヌーを楽しんでいただけるように、操作のしやすいレジャーカヌーのレンタル事業、また、Eボートという大型のゴム製のカヌーを利用した、湖面の方からの自然観察会のような提案もなされているところでございます。

谷口委員

様々新しい提案もされているということで、引き続き利用者を増やしていくように、しっかり頑張っていただきたいと思います。

一方で、こうやって民間の努力で利用者が増えていくことによって、当然、施設の利用収入も増えていくわけでありまして、仕組みとして、指定管理料をお支払いしたときの想定の大体の利用者数というのがあるかと思うんですけども、それを超えて収入が増えてきた場合、その上乗せされた分というか、想定以上に得た収入というのは、その指定管理者の方に入るのか、それとも何らかの形で県に戻ってくるのか、その辺のところはどういうふうになっているのでしょうか。

スポーツ課長

指定管理者制度の導入に当たりましては、指定管理者の努力によって利用者が増えたりして、その利用収入が上がるという場合には、インセンティブ、いわゆる目標達成への意欲の向上を図るために、そういったものが働く利用料金

制を採用しております。したがって、利用者の増加によって施設の利用収入が増えた場合には、その分の収入は指定管理者の収入になりまして、当初の見込み以上の収入があった場合にも、その収入は全て指定管理者側の収入に帰属することになります。

谷口委員

ちなみに、分かる範囲で結構なのですが、過去この5年間は、数字は結構です、実際どういう状況だったのかというのは分かりますでしょうか。

スポーツ課長

今回、宮ヶ瀬湖カヌー場につきましては、それまでは委託という形で指定管理者制度をとっておりませんで、来年度から新たに導入することになっております。そのため、今までは、そういった収入につきましては県に帰属しておりましたので、過去の状況というのはございません。

子ども教育支援課長

ふれあいの村関係でございます。直近3年間の状況をお答えします。

まず、足柄ふれあいの村でございます。利用料金収入が、平成24年は227万9千余円、平成25年度は252万2千余円、平成26年度は286万9千余円となっております。

愛川ふれあいの村でございますが、平成24年度は205万7千余円、平成25年度は287万6千余円、平成26年度は287万2千余円となっております。

谷口委員

それだけ民間の努力で増えているということなのですが、そういう見込み以上の収入があって、今回、宮ヶ瀬湖については委託から指定管理ということなのですが、その次の、今回補正の中にも入っていますけれども、その限度額、これから指定管理料を決める上で、そうした想定以上の収入というのは、どういう形で今度、次の指定管理料を決めるときに、それを利用していくのか、その辺の仕組みはどういうふうになっているのか伺えますか。

スポーツ課長

原則として、次の指定管理を募集する際には、またそこで財政の方と話し合いになるのですが、基本的にはその前の指定管理料が基本となります。ですから、もし仮に、特別な事情で利用料金が上がり下がりするというものでなければ、例えば、利用者側の努力によった部分につきましては、その部分を増やすということではなく、基本は前回の指定管理料を基にして勘案して検討されるということと承知しております。

谷口委員

それはもう理解できることで、収入が想像以上に上がったから減らしますよということになると、今度インセンティブがなくなってしまいますので。

個別にお伺いしていきたいと思うのですが、今度、足柄と愛川のふれあいの村については、学校などが自然体験の活動などで使用されているということは伺っておりますけれども、学校以外の個人とか団体とかはどの程度利用されているのか、お伺いをさせていただきます。

子ども教育支援課長

まず、足柄ふれあいの村の利用状況でございます。平成26年度は8万7,592

人が利用してございます。そのうち子供会や家族利用などの学校以外の利用は、3万7,358人、率にして42.7%でございます。

次に、愛川ふれあいの村の利用状況ですが、平成26年度13万3,716人が利用し、そのうち学校以外の利用は5万4,770人、率にして41.0%となっております。

谷口委員

約4割強が学校以外ということで、6対4という割合になっているというのがよく分かりました。

それで、このふれあいの村を利用する場合の申込み方法なのですが、学校と、それから一般とでは申込みの仕方に何か違いがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

子ども教育支援課長

まず、一般の方の利用申込みの原則ですが、利用日の3箇月前の一日、例えば、10月10日に利用する場合には、7月1日から各ふれあいの村に直接電話して予約することになります。

ただし、大学を除く県内の学校につきましては、利用日が8月1日から8月20日まで以外であれば、前年度の12月1日から利用の申込みが可能になります。学校の場合、8月1日から8月20日までは、往復はがきによる抽選ということになります。学校をこのようにしている理由でございますが、学校の場合、行事等の年間計画を早めに立てる必要がございますので、それに配慮したものとなっているものでございます。

谷口委員

学校利用については、前年度の12月1日から受け付けるということで、それか、それ以外の個人、団体の方については3箇月前の1日ということなのですが、私の方に、比較的大人数で利用される団体の方からお話があって、県内の学校が優先的に利用できるというのはもう当然理解できるのですが、ただ、一般の利用で3箇月前だと、人数も多いこともあって、ちょっと予定を立てづらいと、これをもう少し1箇月とか、2箇月とか、少し早めてもらうことはできないだろうかというお話をいただいておりますけれども、この点については是非検討していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

子ども教育支援課長

ふれあいの村につきましては、学習指導要領にある集団宿泊活動ですとか、自然体験活動などの体験活動を生かす場として多くの学校が利用してございます。このことから、まず現状どおり学校利用は優先していきたいと考えてございます。その上で、学校利用以外の申込み手続を早めることができれば、委員がおっしゃるとおり、団体行事等を早めに決めることも可能になり、利用者のサービスの向上につながるものかと考えます。

具体的な手続といたしましては、各ふれあいの村が行っておりますので、指定管理者の意見を聞きながら、申込み時期を早めることができるかどうか、検討してまいりたいと考えてございます。

谷口委員

是非実現できるように検討をお願いしたいと思います。

それと、もう1点だけ、ふれあいの村について、三浦だけはYMCAという冠がかかっているのですが、いずれにしても、県立のふれあいの村ということで三つ、今回の指定の対象にはなっていませんが、三浦も含めて三つある中で、ちょっと中の使用のルールで、若干違うところがあって、県民若しくは利用者の皆さんからすると、県立となっていれば、基本は同じルールだろうというお話も頂いています。その点については、指定管理者さんのそれぞれの工夫、努力でやっていらっしゃる場所もあって、なかなか一概に全部一緒というわけにはいかないかもしれませんが、利用者の立場からすると、違いがあって何でなのということも出てきているのです。そういう意味で、それぞれの取組の情報共有なんかも大事だと思うんですけども、その点についてなるべく利用者の方が混乱しないような取組をしてもらいたいと思うんですけども、その点について最後にお伺いします。

子ども教育支援課長

委員おっしゃられた現状としましては、各村が独自性を持つ部分、また、共通に行っていかなければいけない部分というのはございます。それにつきましては、私どもも、この後、11月に3村の担当者会議がございますので、そこで議題にいたしまして、それぞれの施設又は指定管理者の特性も生かしながら、県立として共通で行える部分等、整理をしていきたい、また、検討をしていきたいと考えてございます。

谷口委員

是非進めていただきたいと思います。

指定管理者の選定につきましては、この今質疑でお話しさせていただいたように、民間の努力、そしてまた経費削減、そして、利用者の立場から言うと、利用しやすい、また来ようかなと言っていたいただけるような、そういう指定管理制度の中身にさせていただくように、是非御努力をお願いしたいと思います。

次に、体育センターの再整備についてお伺いをしていきたいと思いますが、これにつきましては、高橋委員長から本会議で質問させていただきまされたけれども、若干詳細を確認させていただきたいと思います。

まず最初に、体育センターと教育総合センターの一体的整備なのですが、どのような考えで進めていくのかをお伺いしたいと思います。

体育センター・総合教育センター再整備担当部長

体育センターと総合教育センターの一体的整備に当たりましては、これまで二つのセンターで別々に行ってきました教員研修ですとか調査研究、さらにはそれぞれが持っている管理部門といったものを一元化することを基本にしております。併せて、体育センターが持っている合宿所、それから総合教育センターが持っている宿泊施設の集約化を検討しているところでございます。

また、総合教育センターについては亀井野庁舎を廃止をさせていただいて、そこで行っている教育相談機能を善行に集約をするということで、研修と調査研究と相談のより一層の連携を図りたいという考え方で進めているところでございます。

谷口委員

それを進めることによってどういう効果がありますか。

体育センター・総合教育センター再整備担当部長

まず、二つのセンターで共通している機能を統合・集約するということですので、施設整備の面ですとか、その後の維持管理の面で一定の効率化を見込んでございます。こういった、どちらかというとな金銭的な効果に加えまして、総合教育センターでいえば、現在2庁舎体制となっておりますが、これが解消されると。ですから、今のような効率化の効果に加えまして、教育相談、それから研修、調査研究が一体となりますので、例えば、教員研修に教育相談の成果をすぐに反映できるといったような効果で、より効果的な人材育成といったソフト面の相乗効果にもつながっていくと考えてございます。

谷口委員

一方で、設立・設置の趣旨や対象も違うものを一体にしていくわけなので、混乱ということもあるのではないかと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

体育センター・総合教育センター再整備担当部長

体育センターの利用者は、主に運動をしに来られる方、それから総合教育センターについては、教育相談に来られる県民の方々、あるいは研修に来られる先生ということで、対象が大きく異なります。一体的整備といっても、全てを一体的に整備するということではございませんで、それぞれの利用者に使い勝手に混乱を招くことのないように、施設配置や動線に十分配慮しながら、現在全体計画として検討しているところでございます。

谷口委員

動線等も含めてということなのですが、特に、今、亀井野庁舎で行っている教育相談については、プライバシーをしっかりと守っていかなければいけないということもあると思いますので、その点についてどういった配慮をしていくのか、お伺いしたいと思います。

体育センター・総合教育センター再整備担当部長

御指摘のとおり、亀井野庁舎では、教育相談に対応してございますので、その内容も、不登校であったり、ひきこもりであったり、相談者にとっては深刻な内容でございます。そうしたことから、一体的整備にあっても、こういった教育相談に来られる方のプライバシーの確保というのは、教育委員会としても十分に配慮していかなければいけないと思っております。

具体的には、例えば、一つの建物の中に入るとしても、一定の独立性を保つであるとか、動線についても、一般の人の入り口等を分けて配慮してあげるとか、そういったことについて今検討を進めさせていただいております。

谷口委員

是非この辺はしっかりと、プライバシーの確保ということはやっていただきたいというふうに思います。

体育センターも、それから総合教育センター善行庁舎も、亀井野庁舎についても、この前この委員会で視察をさせていただきましたけれども、亀井野庁舎については、統合した後使わなくなるということなのですけれども、今後、その後の利用というのは、どのような計画になっているのでしょうか。

体育センター・総合教育センター再整備担当部長

亀井野庁舎につきましては、善行の方に統合する方向で今検討してございますので、統合ができた時点で、総合教育センターとしての使用目的はなくなります。

その後の利活用ということにつきましては、通常、県有財産の処分のルールにのっとった形になろうかと思えます。まず、第一順位としては教育委員会あるいは知事部局も含めて県の中で活用できませんかと。それがなかなか活用できないということであれば、今度は地元の自治体、この場合は藤沢市で御活用いただけませんか。それでも公的機関で利活用がないといった場合には、売却ということも視野に入れて検討していくと。こういった一連のルールがございまして、これにのっとった形で適正に処分されていくものと考えてございます。

谷口委員

亀井野庁舎の建物は何年に建てられて、耐震化等は大丈夫なのかどうか。そのまま例えば県で引き続き利用するとか、若しくは藤沢市が利用したいといった場合に、そのまま利用できるかどうか、この辺をお伺いします。

体育センター・総合教育センター再整備担当部長

亀井野庁舎は昭和 57 年に第二教育センターとして設置をされてございます。亀井野庁舎につきましては大きく本館棟と南館棟がございまして、南館につきましては平成 5 年の新耐震でできてございます。本館棟につきましては昭和 56 年の旧耐震でできた建物でございまして、耐震診断は未実施ということでございます。

谷口委員

最後に、体育センターについては、私も年 2 回ぐらいアリーナを利用させていただいているのですが、駅に近いということもあって、私は善行の駅を使ってアリーナに行っているのですが、車を使われる方は、あそこはちょっとした駐車場がなくて、道路というか敷地内の道路の枠を切って駐車したり、それから谷戸の方とか、それから入ってきて右側のちょっとした広場みたいなところに今とめているかと思うんですけども、特に小さいお子さんを連れてきたり、道具が多い団体などは車を利用している場合も多くて、非常に駐車場が台数的に少なく使いづらいというイメージがあるのですが、今後駐車場については、どういう方向性で再整備の中でやっていくのかお伺いしたいと思います。

体育センター・総合教育センター再整備担当部長

今現在の体育センターの方で、駐車台数は公には 242 台とめることが可能と言っておりますけれども、委員御指摘のとおり、アスファルトというよりは砂利であったりとか、谷戸の方であったりも含めての整理でございます。さらに、大きな大会などが開催されますと、かなりいっぱいになってしまうという状況でございますし、また、あそこは今現在無料でございますので、体育センターの利用者以外の方があそこにとめて他へ行かれていますという状況も見受けられるというふうに聞いてございます。

そうしたことから、まず台数につきましては、これは開発に関わりますので、地元の藤沢市と台数に関しては一定の決めが、藤沢市も考え方がございまして

しょうから、調整をさせていただいて適正な台数を見極めたいと。それから、駐車場そのものについては有料化ということも視野に入れて検討しているところでございます。

谷口委員

242台、イメージ的にそんなにとめられるのかなという感じもするのですが、そういうふうになっているということですね。

それで、今後は、目的外の使用も見受けられるということで、これはまだ決定ではないのですけれども、有料化も含めて検討していきたいということなのですが、これからまたバリアフリーの観点もあると思いますし、今の段階ですと路上でアスファルトの上にとめている方は比較的降りやすいのですけれども、谷戸とか舗装していないところなんかだと、もう車椅子も通れませんし、そうした観点もしっかり入れながら、あと、もし仮に有料化するというのであれば、これはしっかりと県民の皆さんの理解も得ながらやっていかなければいけないことだと思いますし、そこはしっかりと周知をお願いしたいと思います。いずれにしても、総合教育センターとの一体整備、プライバシーの確保など、しっかりとそういう点も配慮しながら進めていっていただきたいというふうに思います。

次に、小中一貫教育についてお伺いをしていきたいと思います。

去年の7月から、この在り方の検討会議というのが設置をされて、この推進の整理というのを伺っております。それで、今回の報告資料の中にも義務教育学校についてということで報告をされておりますけれども、まず最初に、この小中一貫教育校というのと、この義務教育学校という、一般的に言うとは何か分かりづらいというところがあると思いますので、まず、この辺どういう考え方の整理をしたらいいのかをまずお伺いしたいと思います。

子ども教育支援課長

まず、私ども小中一貫教育ということで、小・中学校が同じ教育目標の下、目指す子供像を共有し、義務教育9年間を一貫した系統的な教育課程を編成して、それに基づいて行う教育を小中一貫教育として捉え、それを行う学校を小中一貫教育校というふうにしてございます。

ここでも出てきました義務教育学校なのですけれども、基本的には小中一貫教育校の中に含まれるものというふうに考えております。義務教育学校の特徴といたしましては、一人の校長、一つの職員組織というふうな形で、一つの学校を形づくっているというものが義務教育学校と、その他に、小学校、中学校の形態を保ちながらそれぞれの校長先生がいる形態も含んでいくと。文部科学省では、この学校のことを小中一貫型小学校・中学校というふうに呼んでいます。ですので、義務教育学校ともう1種類そういう、小・中それぞれ校長先生がいられるような形態も考えられるであろうと、大きくいいますと、私どもはそれを両方を合わせた形で小中一貫教育校というふうに考えてございます。

小中一貫型の小学校・中学校におきましても、義務教育学校の通知の際に、今後、今のお話は仮称ということで名前はまだ決まっていないのですけれども、組織運営上の措置等に関する具体的な要件については省令等において今後定めることを予定しているということになってございます。

谷口委員

小中一貫教育校の一つの形態としては義務教育学校があるということですね。義務教育学校の場合は、校長先生が9年間の教育段階で一人ということで、分かりました。

それで、この検討会議で進めているわけでありましてけれども、小中一貫教育校について、まずは、これまでの経緯をお伺いしておきたいと思います。

子ども教育支援課長

小中一貫教育校のこれまでの経緯についてございますが、まず、平成25年8月の神奈川の教育を考える調査会最終まとめにおきまして、小中一貫教育モデル校が神奈川において早期に実現できるよう取り組んでいく必要があるということが示されました。

このことを受けまして、平成26年7月に小中一貫教育校の在り方検討会議を設置いたしまして、モデル校の実現に向けた検討を行い、本年、平成27年2月に神奈川としてめざす小中一貫教育校の在り方一次報告が、座長から教育長へ報告されてございます。

また、この報告を踏まえまして、今、県内3地域の小・中学校を小中一貫教育モデル校に指定して取組を始めたところでございます。

谷口委員

今、モデル校のお話がありましたけれども、海老名、秦野、箱根で今やっというふうなということなのですのでけれども、その詳細と、それから役割や、どういうふうな今運営をしているのか、具体的にイメージが分かるような形で、ちょっと御説明いただければと思います。

子ども教育支援課長

小中一貫教育モデル校ですけれども、委員御指摘のとおり、海老名市、そして秦野市、箱根町の3地域を指定してございます。海老名市の場合には有馬中学校区、これは施設が隣接型と分離型の並存として、秦野市の方は隣接型として秦野市の北中学校区を、そして全町を挙げての分離型ということで箱根町の箱根中学校区を指定してございます。

モデル校の果たす役割でございまして、神奈川県が目指す小中一貫教育校の姿の実現に向けて、地域や児童・生徒の実態に応じた様々な工夫を凝らしていただく、そして、その知見を収集し、その取組の成果と課題を整理、検証して県内に普及するというふうなことを役割として今取り組んでいただいているというところでございます。

谷口委員

検証していただいて、県全体にそれをしっかりと利用していくということなのですのでけれども、具体的に、今もし、まだ始まってそんなに期間がたっていないですのでけれども、どういう取組をしているか、分かる範囲で結構ですので、あれば教えていただきたいと思います。

子ども教育支援課長

今、正に取組を始めたばかりで、この連絡会議をこの10月に第1回を開きたいというふうな考えてございますので、細かな詳細なところは今取り組んでいただいているというところでございますが、計画の段階で仕入れている情報で

ございますと、まず、海老名市では、中1ギャップの解消、学力の向上に向けて取り組んでいきたい。秦野市につきましては、学校生活のスタンダード化というような言葉を使っています。あと、指導方法の共有化、これは小中の部分でございます。

箱根町におきましては、地域に根差した学校づくり、確かな学力の養成、こんなところを行っていききたいということで、今取り組んでいられるというところでございます。

谷口委員

まだ始まったばかりなので、また10月の連絡会議を受けて、是非また、その辺の具体的な取組をもう少し詳しくお伺いできればというふうに思います。それぞれ様々な工夫をしながらやられているということなのですが、せっかくモデル校としてスタートしたわけですから、しっかりと成果が出るように、県としてしっかりと応援していくべきだと思ふんですけれども、その辺の支援体制、どういう支援をしていくのか、お伺いしたいと思います。

子ども教育支援課長

この10月に、新たに有識者又はモデル校の担当教員などをメンバーとした小中一貫教育校連絡協議会を設置する予定です。この連絡協議会では、各モデル校間での情報交換、情報共有や成果の検証等を行って、その内容については県内の市町村や学校に発信いたします。

また、様々な相談ですとか問い合わせに迅速に対応できるよう、県教育委員会内に小中一貫教育サポートデスクを設置いたします。また、モデル校の取組の進捗に合わせて、各学校が行う校内研修に県の指導主事又は学識経験者を派遣し、取組についての指導、援助、助言を行います。

谷口委員

サポートデスク等を設置して、しっかりとやっていくということなのですが、その次の段階として、出てきた成果についてどういうふうに検証していくのか、教えてもらいたいと思います。

子ども教育支援課長

モデル校の成果の検証ですが、小中一貫教育校連絡協議会で、モデル校における小中一貫教育校の導入による児童・生徒の意識の変化ですとか、教職員の学習指導、生徒指導の変化等を把握するため、アンケートを作成しまして調査を実施するというところでございます。

また、国が毎年実施しております全国学力・学習状況調査又は児童・生徒の問題行動等調査などの結果を分析し、連絡協議会において検証・評価してまいりたいと考えてございます。

谷口委員

ちなみに、今、その検証の仕方で、学力調査とか問題行動の調査も入れながら検証していくということなのですが、このモデル校はある程度、何か数値目標みたいなのはつくるのでしょうか、こういった観点で。

子ども教育支援課長

これは10月の会議を待って、どのような取組かというのをきちんと把握はしていきたいと考えてございます。ただ、この調査結果を使って検証をするとい

うことは聞いてございます。

谷口委員

できるだけ目に見える形、余り数字ばかりにこだわるというのもどうかと思いますけれども、ある程度モデル校として、やったことの成果が目に見える形で出てくるような、そういう工夫は何かしていただきたいと思います。

それで、今度は得られた成果について、県の役割としては本県内に普及をしていくということなのですからけれども、これはどういうふうに取り組んでやりますか。

子ども教育支援課長

モデル校で得られた取組の成果等でございますが、これを普及していくために、今年度中にまず連絡協議会でリーフレットを作成します。これを県内市町村、学校に発信していきます。また、専用のホームページを開設し、県内全ての小・中学校、市町村教育委員会に広く情報を発信していくというふうなことを考えてございます。

谷口委員

それで、今後、県としてどういうふうに進めていくのか。

それからもう1点、これは2年間の指定期間であると思うんですけれども、引き続きやりたいよということになった場合は継続してできるのかどうか、その点もお伺いしたいと思います。

子ども教育支援課長

まず、今後どのように進めていくかということですが、いずれにしても、神奈川県におきまして、少子化の進行、問題行動等の増加等といった課題を解決するための一つの方策として、小中一貫教育校の導入は有効であるというふうに考えてございます。今後、県内で幅広く小中一貫教育校を導入していくために、小・中学校の規模ですとか、地理的条件など、それぞれの地域の実情に合った小中一貫教育校の在り方を検討する必要があると考えてございます。そこで、来年度に向けては、市町村教育委員会と連携して、新たな地域でモデル校を指定するなど、取組を拡大していきたいと考えています。

なお、2年後、今モデル校をやっているところはどうなるのかというところなのでございますけれども、私どもは様々なタイプのモデル校を考えてございます。ですので、今のところは2年間のお約束というか、指定ということで、その後は解除ということもありますが、今後はまた国の動向等もあると思いますので、見据えながら検討してまいりたいと考えてございます。

谷口委員

そこはモデル校となったところの意見もしっかりと尊重しながら進めていただきたいと思います。

最後に1点、この報告資料の中で、義務教育学校の中の教職員関係のところ、義務教育学校の教員については、原則として小学校の教員免許状及び中学校の教員免許状を有する者でなければならないという項目があって、これはすぐというわけではなくて、当分の間は免除があるということですが、仮に県内で義務教育学校の形式をとってやりたいというところが出てきたときに、この辺のそれぞれ、小学校の教員の免許しか持っていないよという方、と

ころも出てきた場合に、県としてある程度支援をしていかなければいけない部分も出てくるかと思うんですけれども、そういった点については、何か今準備されていること、お考えになっていることがあれば、最後に確認させていただきたいと思います。

子ども教育支援課長

免許制度に関しましては、本県では、両方持っている方のパーセンテージが、小学校教諭に占める中学校免許保有者の割合は49.1%、中学校教諭に占める小学校の免許を持っている方の割合は12.2%ということで低うございます。ですので、今のところ併用が認められてございます。今後ですけれども、可能性としては現職のまま免許を保有できるような講習の促進などが今考えられるという段階でございます。

谷口委員

最後に1項目だけ、スクールカウンセラーと、それからスクールソーシャルワーカーについてお伺いしたいと思いますけれども、先ほど、いじめや不登校などの話題の中でも、このスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置をしていますというお話がありました。

スクールカウンセラーの役割は重要でありますし、様々な環境に置かれたお子さんの対応のためにスクールソーシャルワーカーの役割も本当に重要になってきていると思います。教員の方々の負担を減らすという意味でも大事だと思うんですけれども、いろいろな話、この前もNHKの朝の番組か何かで特集もされていましてし、ネット上なんかでも様々な経験者の方のお声もあるので、要するに、簡単に言うと、なかなか身分が不安定で、時給だったりということで、なおかつ仕事量が季節によって休みに入ってしまうほとんど仕事なくなったりとかそういう不安定さがある、なかなか始めても辞めてしまわれる方とかというようなケースがあるというふうに伺ったのですけれども、その点についてまず現状はどういうふうに把握されているのかお伺いしておきたいと思います。

子ども教育支援課長

まず、スクールカウンセラーの賃金というふうな形になるかと思いますが、正規資格者は時給5,000円、準ずる者は3,500円、採用3年未満の方はそれぞれ500円減というふうな形です。スクールソーシャルワーカーにつきましては、時給3,500円というふうな形でございます。

谷口委員

一見して、聞いたときはすごくいい時給だなというふうに思うわけですが、ただ、安定的に仕事があるわけではないし、また、キャリアアップという観点からいうと、その先どういうふうになっていくのか分からないというところもあって、皆さん不安に思われていることがあると思うんですけれども、国も今様々な検討をしておいて、この前のチームとしての学校の在り方と今後の改善方策についての中間取りまとめの中では、こうしたことも取り上げられていて、職務内容の明確化が今しっかりとされていないという中で、これからスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを、学校等において必要とされる標準的な職として、職務内容等を法令上明確化することを検討をして

いくと。それから、先ほど身分の不安定さというところについては、日常的に相談できるよう配置の拡充、質の確保を検討するとともに、将来的には学校教育法において正規の職員として規定し、国庫負担の対象とすることを検討する。これはまだ検討段階で、財務省のオーケーもまだもらっていないのかもしれないですけども、いずれにしても、こういう方向で進んでいきますので、しっかりとこのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについては、本来はもうちょっと質問したかったのですけれども、いずれにしても、大事な、大事な役割であると思いますし、しっかりとサポートをして役割をしっかりと果たしていただけるように、また、教職員の方々の負担が減って、なおかつお子さんにとっても、この方々のおかげで学校に復帰できたとか、学校で学びやすくなったとかいうことにつながるように、是非しっかりと努力をしていただくことをお願いしまして、質問を終わります。